

保護者様へ

新型コロナウイルス感染症に関する 各種支援制度について

郡山市では、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度を設けております。

保護者様が支援制度を受けることによって、就学援助の認定要件を満たすものもございますので、それらについて御案内いたします。

各種支援制度にかかる内容や、申込方法などの詳細につきましては、郡山市役所ホームページ (<https://www.city.koriyama.lg.jp>) 等により御確認ください。

1. 【就学援助の認定要件を満たす支援制度】

◆生活福祉資金制度による特例貸付

- ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を要する方
 - ・失業等により生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を要する方
- ⇒ お問合せ先：社会福祉協議会（電話 932-5311）

◆市税の減免

- ⇒ お問合せ先：市民税・・・・・・・・ 市民税課（電話 924-2081）
国民健康保険税・・・・ 国民健康保険課（電話 924-2141）
個人の事業税・・・・ 県中地方振興局県税部（電話 935-1241）

◆国民健康保険税の徴収猶予

- ⇒ お問合せ先：国保税収納課（電話 924-2121）

◆国民年金保険料の免除

- ⇒ お問合せ先：郡山年金事務所（電話 932-3434）

※ 令和2年4月1日以降に、これらの支援制度の該当になった保護者様は、就学援助の認定要件を満たすこととなりますので、希望される場合には、以下により就学援助の申請をお願いします。なお、児童扶養手当や所得等を要件とした就学援助と同一の制度となります。すでにそちらで認定されている方は二重には支給ができませんので申請不要です。

2. 【申請に必要な書類】

- (1) 就学援助費受給申請書（各学校又は学校教育推進課に用意してあります。）
- (2) 上述の支援制度を受けていることがわかる書類の写し
- (3) 申請者の口座名義・口座番号等が確認できる部分の通帳の写し

裏面へ続く

3. 【申請場所】

申請場所は、学校又は学校教育推進課とします。

4. 特設活動・部活動費（クラブ活動費）の支給

現在、就学援助制度の支給項目に「特設活動・部活動費（クラブ活動費）」の新設を検討しています。概要については以下のとおりです。

- ① 対 象 小学校4年生から中学校3年生 かつ 学校特設活動・部活動の加入者
(スポーツ少年団等は非該当)
- ② 支 給 額 未定
- ③ 支給対象 部費、後援会費、活動に使用する道具（詳細は精査中）
- ④ 支給時期 未定

※ 令和2年度内の支給が決定した場合には、領収書等は支給にかかる根拠資料となりますので、学校特設活動・部活動に係る支出があった際には領収書を念のため保管しておいてください。

(事務担当 郡山市教育委員会 学校教育推進課 電話：924-2431)